



令和4年10月26日

千曲市長 小川 修一 様

千曲市特別職報酬等審議会

会長 北 島 利 幸



特別職の報酬等の額について (答申)

令和4年8月3日付、総第146号にて諮問のありました特別職の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長、教育長の給料月額については、次のとおり改定することが
適当である。

	給料 (月額)	
	従前	改定後
市 長	860,000 円	900,000 円
副市長	702,000 円	734,000 円
教育長	609,000 円	653,000 円

市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費については、次のとおり改定する
ことが適当である。

	議員報酬等 (月額)	
	従前	改定後
議 長	445,000 円	478,000 円
副議長	370,000 円	412,000 円
議 員	345,000 円	384,000 円
政務活動費	10,000 円	15,000 円

なお、特別職給料及び報酬等の改定時期については、令和5年4月1日が適当
である。

1 答申理由等

- (1) 特別職の給料・報酬等については、一般職職員のように第三者機関である人事院勧告が反映されるものではなく、現行額がその職責から妥当か、また、地域経済・雇用の情勢や、県内19市の状況、人口規模や産業構造が類似している他自治体の状況、千曲市の財政状況、現下の金融・経済状況や民間事業者の賃上げ状況等、比較・検証するなかで、慎重に審議を行った。

各種資料を基にした議論の中では、県内他市や類似団体との比較では当市の給料・報酬額が比較的低い額であることの認識があり、社会的背景として民間賃金が一定の上昇の経過があること、人事院勧告に準拠して一般職員の給料が定期的に改定されていること、市財政状況等、様々な視点を踏まえたところである。

- (2) 常勤特別職である市長、副市長、教育長の給料については、県内各市のうち比較下位にあるが、他市において給料改定が適時図られるなか、市発足以後、一時期引下げはあったものの据え置かれ改定のなかったこと、また、給与の額は、多用化・複雑化する行政需要に応えるべく、その職務、職責に相当するものであり、規模が類似する他市に準拠すべきとの意見が出された。

審議の結果、市民生活苦の現状の指摘等総合的に思料し、据置きとの意見もあったが、財政力指数が近傍である全国の類似団体の状況を踏まえ、引上げが妥当と判断した。

- (3) 次に、議長、副議長及び議員の報酬の月額についてであるが、市の予算、条例等の議決に関して市政推進に重要な役割を担い、市民の代表として選ばれた議員で構成される議会の役割は、益々重要となっており、

若い方が議会活動に志をもてるよう、議会の活性化につながる多様な人材確保の面からも、一定の増額は必要ではないかとの意見が出された。併せて、議員定数については見直しを検討すべきである。

審議の結果、市民生活苦の現状の指摘等据置きとの意見もあったが、財政力指数が近傍である全国の類似団体の状況を踏まえ、引上げが妥当と判断した。

- (4) 政務活動費にあっては、議員個々の調査・研究にかかる費用として、県内他市に比し、議員一人一人の更なる資質向上と政策調査・研究等の活動を一層推進すべきと判断し、一定の引上げが妥当と判断した。

2. 付帯意見

答申に際し、市長、副市長及び教育長には、本市発展に一層の尽力を望むとともに、市議会には、市民に対し議会活動の一層の『見える化』・『開かれた議会の実現』及び市民の納得を得られるアウトプット(成果)をあげられるよう、更なる取組みを求めるものである。